

1. 会合名	第 38 回理事会
2. 日 時	平成 29 年 12 月 1 日（金曜日） 午後 3 時～ 4 時 16 分
3. 議 案	第 1 号議案 正会員の入会について 第 2 号議案 外部監査人候補者の選定について 第 3 号議案 平成 29 年度上半期における紛争解決業務等の状況について 第 4 号議案 あっせん手続利用者に対するアンケート調査結果について 第 5 号議案 平成 29 年度上半期における紛争解決業務等実施状況の検証について 第 6 号議案 今後の財務面における留意事項について 第 7 号議案 平成 29 事務年度 監事監査の方針・計画等について 第 8 号議案 その他
4. 主な内容	<p>1. 正会員の入会について</p> <p>正会員の入会について青木専務理事から説明があり、原案どおり承認された。</p> <p>2. 外部監査人候補者の選定について</p> <p>外部監査人候補者の選定について青木専務理事から説明があり、原案どおり承認された。</p> <p>【主な意見等】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 外部監査人審査委員会において、あずさ監査法人が推されたことには全く異論はない。その上で、評価得点の点数が出ているが、どのように総合評価されたのか。その項目を教えてください。</li> <li style="padding-left: 2em;">⇒ 審査の過程で項目として挙げたのは、「監査体制」、「監査計画」、「コンサルティング業務の内容」、「報酬額」の 4 項目である。</li> <li>・ コンサルティング業務は 1 年だけか。監査業務が始まってからコンサルティング業務は並行して行われるということなのか、それとも、監査業務が始まるとコンサルティング業務は終わるということか。</li> <li style="padding-left: 2em;">⇒ コンサルティング業務の契約は 1 年で終了するが、その後の監査業務の中で相談業務は受けもらえる。監査は 3 年である。</li> </ul> <p>3. 平成 29 年度上半期における紛争解決業務等の状況について</p> <p>平成 29 年度上半期における紛争解決業務等の状況について三森センター長から説明があり、原案どおり承認された。</p>

4. あっせん手続利用者に対するアンケート調査結果について

あっせん手続利用者に対するアンケート調査結果について茂木業務部長から説明があり、原案どおり承認された。

【主な意見等】

- ・ アンケート見直し案の最後に加えられた「バリアフリー等設備面についてもお聞かせください。」は大変良い。こういうことはどうしても必要である。
- ・ アンケート結果であるが、解決案に不満だという人も、手続が公正になされたということは評価してもらえるとすることは、ADR機関では大切なことである。結果に対して不満だというのは仕方がなくても、手続は公正になされた、職員は丁寧に対応してくれたという評価を得られることが、最も大事である。
- ・ 全体として非常に高評価であり、様々なニュアンスを酌み取れる自由記述は素晴らしい。
- ・ 資料の中で「あっせんに関する感想について」において、「話し合いといっても、双方のあっせんの場では実行されず、決定力が乏しい。」というの、これはどういうことか。相手方が「払いません」と言ったらあっせんは終わりである可能性が高いということか。
  - ⇒ あっせんでは、トラブルを起こしている当事者であるので、あっせん委員が当事者の片方ずつ交互に事情聴取するケースが多い。ここでいう「話し合いといっても」というのは、1対1の相対する形での話し合いではなくてということについてのニュアンスであると思われる。そして、その事情聴取を重ねる中でお互いに譲歩して、何かしらの妥協点を見つけるといったあっせんの特徴について(裁判と異なり)「決定力が乏しい。」という趣旨のことを言っているのではないと思われる。
- ・ アンケート回収率では、和解の人からが66%、不調の人からも60%以上を回収している。不調の人はこのようなアンケートには答えないというのではなく、不調の人も60%は回答に協力してくれた。これは評価できるものである。

5. 平成29年度上半期における紛争解決業務等実施状況の検証について

平成29年度上半期における紛争解決業務等実施状況の検証について三森センター長から説明があり、原案どおり承認された。

【主な意見等】

- ・ 特別調停案については、それを提示すると、被申立人である証券会社は債務不存在確認などの訴えを提起しなければならないということになり、それを受ける申立人は、訴訟で被告になるのは嫌だとなる。前から問題になっていたのだが、特別調停案は出さないでくれということがよくある。特別調停案を出す場合にはあっせん委員が申立人に対して、例えば、日弁連では訴訟費用の立替払などの様々な制度があるということまで説明しているのか。

⇒ 被申立人である証券会社から訴えられる可能性があり、弁護士費用などの裁判上の必要なコストがかかるといったことはあっせん委員が説明している。しかし、日弁連の制度までを説明しているかどうかはわからない。

- ・ ロンドンではNGOや基金のようなものが、訴訟費用その他諸々の支援を行っている。日本の場合は、訴訟の費用なども含めて、支援というものはあるのか。

⇒ (理事からの回答) 法律扶助というのは、イギリスが一番進んでいる。扶助制度は日本にもある。

6. 今後の財務面における留意事項について

今後の財務面における留意事項について青木専務理事から説明があり、原案どおり承認された。

7. 平成 29 事務年度 監事監査の方針・計画等について

平成 29 事務年度 監事監査の方針・計画等について坂井監事から説明があり、原案どおり承認された。

【主な意見等】

- ・ 全員のアンケート調査は少し多いのでは。通常の監査では、重要性の原則から全員はやらない。小さな組織で結構大変なので配慮いただいているということであるが、場合によっては負担なのでは。
- ・ 当センターはNPO法人という独立した形であり、組織全体の一部署とはおのずから違って、監査を厳格に行うことは確かに必要かもしれない。
- ・ 前回の理事会で外部監査人の導入が決まり、先ほど外部監査人の候補者が決まった。外部監査人はもちろん業務監査と会計監査両方されるのか。その場合でも監事が月次、中間の監査を行う必要があるのか。

⇒ 基本的に外部監査人が行う対象は会計監査になる。業務監査については監事が中心になって行う。なお、監事は、自ら行った会計監査の

	<p>結果と、外部の監査法人の行った会計監査の結果を照合し、その上で会計監査人の相当性を判断するため、会計監査も行うことになる。</p> <p>8. その他</p> <p>議案については特に予定はしていないが、全員からの意見を求めたところ、意見、質問等はなかった。</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>
--	--